

介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム短期入所)
契約書・重要事項説明書
その他契約書等付随



社会福祉法人 豊 郷
特別養護老人ホーム とよさと
TEL028-616-1231・fax028-616-1238

_____（以下、「代理人」という）と社会福祉法人
豊郷（以下、「事業者」という）は、_____（以下「利
用者」という）が特別養護老人ホームとよさと（以下「施設」という）に
おいて、事業者から提供される介護老人福祉サービスを受け、代理人がそ
れに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契
約」という）いたします。

本契約は、令和 年 月 日の契約締結の日から始まります。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は介護保険法令の主旨にしたがい、利用者がその有する能力に
応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援するこ
とを目的とします。
- 2 利用者に対しその日常生活を営むため必要な居室及び、公共施設等を使
用できると共に第6条、第7条、第8条に定めし介護福祉サービスを提供
し、代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の期間は上記記載の契約締結日から始まり、利用者の要介護度
認定の有効期間満了までとします。但し、契約期間満了日以前に、利用
者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日
が変更された場合には、変更後の要介護認定期間の満了日をもって契約
期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了の7日前までに利用者又は代理人から文書によって契約
満了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合には、本契約は自動的に原則
同じ条件で更新されるものとします。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、
期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとしま
す。この更新後における契約期間中に利用者の要介護状態区分の変更が

あった場合の契約期間は、本条第1項と同様とします。

第3条（代理人の要件）

- 1 原則として、利用者の親族代表者に代理人となつていただきます。
代理人になる方は、あらかじめ他の親族の同意を得るよう努めて下さい。
- 2 前項の要件を満たす代理人を立てることが困難な場合、成年後見人等公的制度を用いて代理人を立てることが出来ます。
- 3 代理人を変更する必要がある場合、基本的に利用者及び新旧の代理人の了解が必要になります。

第4条（代理人の責務）

- ① 医療機関への通院や入院の際の移送・付添・手続等責務
- ② 利用者の理解や意思表示が困難な場合の利用者代理人としての責務
- ③ 他の親族、事業所への必要な連絡等の責務
- ④ 全各項の他、利用者の身上に関する必要な措置等の責務

第5条（連帯保証人）

- 1 保証人は、利用者の本契約に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。
- 2 保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 3 前項の保証人の負担は、極度額60万円を限度とします。
- 4 保証人の請求があつたときは、事業所は保証人に対し遅滞なく、利用者等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

第6条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員が行うものとします。

- 1 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）を基に利用者の短期入所介護計画（以下「個別サービス計画」という）を作成するものとします。
- 2 利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、暫定で「個別サービス計画」の作成を行います。その場合に事業者は利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は「個別サービス計画」について、利用者及び代理人等に対し説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及び代理人等の要請に応じて「個別サービス計画」について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果「個別サービス計画」の変更の必要があると認められた場合には、利用者及び代理人等と協議して「個別サービス計画」を変更するものとします。
- 5 事業者は、「個別サービス計画」を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認し同意を必ず得るものとします。

第7条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして事業所において、利用者に対し入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話を行うサービスを提供するものとします。

第8条（入所サービスの内容）

- 1 利用者が使用する以下の種別の居室の提供
 - ① 個室
 - ② 多床室
- 2 利用者の食事の提供又、特別な（きざみ食、ムース食等）食事提供

- 3 事業者が特に定めるところのレクリエーション、ボランティアにおける娯楽行事
- 4 事業者はサービス提供にあたり、利用者及び他の入所者等の生命若しくは身体の安全を確保するため緊急時やむを得ない場合、又は代理人の同意が得られた場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。
- 5 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
 - ② 従業者の定期的な自己チェックリストによる点検及び健康チェック（メンタルヘルスチェック・定期健康診断）を行います。
 - ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

第9条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービス提供に関するケース処遇記録を作成し、契約終了後も2年間保存します。
- 2 利用者は、事業者の面会時間内にその事業所（1階ホール）にて、当該利用者に関するケース処遇記録を閲覧できます。

第二章 料金

第10条（料 金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙料金表】に定める利用単位ごとの単価をもとに計算された月ごとの合計金額を事業者に支払う義務を負います。

- 2 事業者は、当月サービス利用終了後の翌月10日以降に月ごとの明細を付した請求書を送付致します。
- 3 利用料金の支払い方法につきましては、ゆうちょ銀行引落または指定口座への振込からお選び頂けます。
 - ゆうちょ銀行引落の場合
引落日は毎月28日(土・日・祝日の場合は翌平日)となります。引落手数料は事業者負担となります。
 - 指定口座への振込の場合
振込期限は毎月末日(土・日・祝日の場合は前日まで)となります。振込手数料は利用者負担となります。
- 4 事業者は、支払いに対する領収書を発行し、翌月の10日以降に(毎月ご利用の場合は翌月の請求書と同封にて)送付致します。

第11条 (利用料金の変更)

- 1 第10条に定めるサービス利用料について、介護給付金体系の変更があった場合や社会情勢の変化等により事業者は当該サービス利用料を変更することができるものとします。
- 2 経済状況の変化やその他やむを得ない事由がある場合を除き、事業者は利用者に対し変更を行う1ヶ月前に通知したうえで当該サービス利用料金を相当な額に変更できるものとします。
- 3 利用者または代理人は、前項の変更に同意できない場合において本契約を解約することができます。

第三章 居室

第12条 (居室の明け渡し)

- 1 利用者及び代理人は第13条より本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び原状回復の義務、その他条項に基づく義務を履行した上で居室を明け渡すものとします。

- 2 利用者及び代理人は、利用終了日までに居室の明け渡さない場合又は、前項の義務を履行しない場合には、本来の履行終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書、料金表等）を事業者を支払うものとします。

第四章 契約の終了

第13条（契約の終了事由）

- 1 次の事由に該当した場合は、利用者及び代理人は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③ 事業者が利用者や及び代理人等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ④ 事業者が破産した場合。
 - ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合。
 - ⑥ 事業者が解散命令を受けた場合。

- 2 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 代理人のサービス利用料金の支払いが、振替日より10日以上遅延し、料金の支払いを催告したにもかかわらず、20日以内に支払われない場合。
 - ② 利用者及び代理人が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
 - ③ 利用者または代理人・家族などが、事業者や従業者に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合。
 - ④ 第15条5項に定める行為が発覚した場合。
 - ⑤ 利用者または代理人等が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が、他の介護施設等に入所した場合。
 - ② 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合。

第五章 守秘義務

第14条（守秘義務等）

- 1 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び代理人等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者はその従業者が退職後、在職中に知り得た情報を利用者または利用者の家族等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は利用者に医療上緊急の必要性がある場合、医療機関等へ心身等の情報を提供ができるものとします。

第六章 利用者の義務

第15条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には事業者及び従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。
- 3 利用者は、ホームの施設、設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には自己の費用により現状に修復するか又は、相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及び代理人と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。
- 5 利用者または代理人が他の利用者、従業者等に対する著しい暴言、暴力等が発覚した場合、事業者はその有無、継続性、度合等を検討し危険と判断した場合は契約をただちに解約できるものとします。

6 利用者は集団生活をおくる上で、インフルエンザ等の予防接種を受けることを原則とします。

7 利用者は、集団生活をおくる上で、必要と認められる医療・介護を円滑に受ける責務をもつものとします。

第16条（利用者の禁止行為）

利用者又は代理人等（面会者も含む）は施設内で次の各号に該当する行為をすることは禁止させていただきます。

- ① 決められた場所以外での携帯電話や通信機器等の使用
- ② 他の利用者、従業者等に対し、迷惑行為となる宗教活動、政治活動、営利活動等行為
- ③ 事業者が定めた以外の私物等の持ち込み
- ④ 決められた場所以外での駐車
- ⑤ 決められた場所以外での喫煙

第七章 損害賠償

第17条（賠償責任）

- 1 当施設では、①施設賠償保険 ②居宅介護事業者賠償責任保険 ③傷害保険に加入しております。サービスの提供にともなって、当施設の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者または代理人に対してその損害を賠償します。
- 2 交通事故に対する補償については、送迎サービスに事業者が施設車輛を使用するため、その車輛の自動車賠償責任保険及び、任意の自動車保険の範囲で補償いたします。

第18条（損害賠償がなされない場合）

- 1 自然災害等の不可抗力、及び老化や自らの起因による事故等において、治療費・休業損害・慰謝料等の損害。
- 2 利用者及び代理人等が、契約締結の際その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知によって生じた損害。
- 3 利用者が、事業者もしくは従業員の指示等に反して行った行為によって生じた損害。
- 4 利用者及び代理人等が、サービス実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認について故意に告げず又は不実の告知によって生じた損害。
- 5 利用者の急激な体調変化等など、事業者のサービスを原因としない事項により生じた損害。
- 6 利用者の代理人、その他利用者の面会人等が持ち込んだ私物等により、利用者または他利用者が、体調の急変等生じた損害。

第19条（事業者の責任によらないサービス実施不能）

- 1 事業者は、契約有効期間中、地震、洪水、落雷、噴火、新型インフルエンザ等の様々な感染症など天災が故での自己の責に帰さない事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して当該のサービス提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合、事業者は利用者に対し既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際1ヶ月に満たない期間のサービス利用料の支払いについては、日割り計算に基づき算定致します。

第八章 その他

第20条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、必要に応じた処置を行います。詳しくは「重要事項説明書」、「緊急対応相互契約書」等に基づくとします。

第21条（相談・苦情対応）

事業者は利用者または代理人からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又は、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第22条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者または代理人等及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令、その他諸法令の定めるところにしたがい、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第23条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者または代理人及び事業者は当該施設の住所地を管轄する裁判所を、第一審管轄裁判所（宇都宮裁判所）とすることをあらかじめ合意します。

第14条の規定における守秘義務に関する同意について

第14条の規定にかかわらず必要な機関に対し、その情報を提供することに対して、同意します。

1. 使用目的

- ①医療等、緊急の必要がある場合。
- ②介護支援専門員の主催するサービス担当者会議において必要な場合。
- ③介護支援専門員や私の利用する他のサービスの事業者と、サービス提供に必要な情報の共有、及び連絡調整において必要な場合。

- ④サービスの質の向上を目的とした評議機関等による審査において必要な場合。
- ⑤学生の介護研修や実習、ボランティアの活動において必要な場合。
- ⑥私の心身状況などを代理人等に説明する場合。
- ⑦介護保険事務等に関する情報提供において必要な場合。
- ⑧利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を他機関に提供する場合

2. 使用にあたっての条件

- ① 情報の提供は必要最小限とし、関係する以外の者にも洩れることのないよう充分注意する。
- ② 情報を使用した会議の内容や、相手方などについて記録する。

見守りシステム導入に関する説明

入居者様の健康を守り、体調不良やそれによって起こる事故を未然に抑止するために導入する、統合見守りシステム「リコーけあマルシェ」について説明するものです。ご理解いただいたうえ同意いただきますようお願いいたします。

1. 利用目的

「リコーけあマルシェ」は、ベッド等に設置された各種センサにより入居者様の状態に関するデータ（以下「状態データ」といいます。）を取得します。入居者様の状態データ及びご提供いただく入居者様の情報（以下総称して「本件データ」といいます。）は、個人情報保護にかかる法令及び関係官庁が定める指針、ガイドライン等に定めに基づいて取り扱われます。

本件データの利用目的は以下のとおりです。

- ① 入居者様の活動情報を捉え、補助的に状態表示やアラームを発することで、安心・快適・効率的な介護サービスの提供に活用
- ② カメラによる離れた場所から居室状態の参照、およびインシデント発生時などの記録

なお、本システムは入居者様の危険な状況をすべて検知できる物ではありません。また、医療機器ではありませんので、状態データを医療上の判断に利用する物ではありません。

2. 介護業務の外部委託

入居者様に対して介護サービスを提供するにあたり、健康状況把握のための検査や状態データの分析の一部又は全部を外部のサービス会社等に委託する場合があります、かかる業務の委託に伴って本件データをこれらの会社等に提供する場合があります。

3. 第三者提供

法令で認められる場合を除き、弊所は、あなたの同意を得ずに本件データを第三者に提供しません。ただし、弊所は、弊所の協力会社に対して本件データを提供する場合があります。当該協力会社は、本サービスに入力された利用者の個人情報を、本サービスの提供、障害解析、利用状況分析、品質向上、学術研究、統計データの作成および提供、新たな医療機器・サービス開発その他の医療・保険業務の品質向上のために、本データを利用する場合があります。

4. 本件データの取り扱いに関するお問い合わせ等について

入居者様からのご要望に応じて、弊所は弊所が別途定める[プライバシーポリシー]に従って本件データの開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、提供停止を行います。お問い合わせ窓口は以下のとおりです。

- ・連絡先 : 028-616-1231
- ・受付時間: 平日 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

5. 見守りシステムの提供を受けるにあたり、「見守りシステム導入に関する説明」の内容を理解し、状態データ及び私の情報が「見守りシステム導入に関する説明」記載のとおり取り扱われることについて同意いたします。

また、私が提供する情報に第三者の個人情報が含まれる場合には、当該第三者の個人情報が「見守りシステム導入に関する説明」記載のとおり使用されることについて、当該第三者が理解し、同意していることについて誓約します。

特別養護老人ホームとよさと

〈短期入所生活介護・予防短期入所生活介護〉

重要事項説明書(契約書)

当事業者は御契約者に対して指定介護福祉サービスを提供します。
事業者の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを指定介護老人福祉施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に基づき、次の通り説明いたします。

1. 提供するサービスについての相談窓口

T E L	0 2 8 - 6 1 6 - 1 2 3 1
F A X	0 2 8 - 6 1 6 - 1 2 3 8
担当	生 活 相 談 員

2. 特別養護老人ホームとよさとの概略

1) 施設概要

事業の種類	指定短期入所生活介護・指定予防短期生活介護
事業所番号	0 9 7 0 1 0 2 2 6 5
所在地	栃木県宇都宮市川俣町897番地8
入所定員	5名
事業内容	要支援・介護高齢者に短期入所していただき、入浴・排泄・食事等の日常生活の介護、社会生活上の相談・援助・機能訓練、健康管理、療養上の世話等のサービスを提供します。

2) 職員体制

職 種	現員	勤務形態	職 種	現員	勤務形態
管 理 者	1名	特養と兼務	看 護 職 員	3名	特養と兼務
医 師	1名	非 常 勤	介 護 支 援 専 門 員	2名	特養と兼務
生活相談員	1名	特養と兼務	機 能 訓 練 指 導 員	1名	特養と兼務
職 員	17名	特養と兼務	栄 養 士	1名	特養と兼務

3) 職員の勤務体制

	早番	日勤	中番	遅番	夜勤
勤務 形態	7:00～16:00	8:00～17:00 8:30～17:30	10:00～19:00	13:00～22:00	22:00～ 翌7:00

4) 施設設備の概要

居 室	1人部屋	1室1名	談話室	3室
	2人部屋	1室1名	静養室	1室
	4人部屋	1室1名	医務室	1室
特養と同室	3人部屋	1名	機能訓練室・食堂	1室
	4人部屋	1名	浴室	2室
計		5名		

3. サービス内容

ご利用者との合意に基づいた、お一人様ごとの施設サービス計画を立て、計画に沿ったサービスを提供します。

食 事	朝食 7時30分 昼食 12時00分 夕食 18時00分 (管理) 栄養士を配置し、食品衛生管理を徹底するとともに、身体状況に応じ食事又は食事時間を適宜提供します。 また、適温配膳により適温の食事を提供します。
入 浴	基本的には、週2回入浴していただけます。ご状態に応じて全身清拭等に変更することもあります。
介 護	入浴、食事、排泄等の生活場面で、利用者が有する能力に応じた介護を行い、快適な生活のお手伝いをします。
機能訓練	利用者の日常生活動作に合わせて、機能低下防止、残存機能維持向上のための支援をします。
健康管理	看護師を配置し、疾病の早期発見等健康管理に努めます。
相談・援助	安心して生活できるように充分にお話を伺い、利用者及び代理人の意思を尊重した援助をします。

4. 利用料金

(1) 基本料金

別紙「料金表」に記載

介護保険一部負担額(個人負担額)は、介護保険負担割合証を基に1割から3割で請求します。

(2) その他の料金

別紙「料金表」に記載

5. 基本料金の減免措置

(1) 利用者負担減免額・食費居住費減額(免除所得に応じて受けられます。)

(2) 高額介護サービス費支給(1ヶ月あたりの利用者負担額が一定額を越えた場合に支給されます。)

※取扱い窓口はいずれも市町村の介護保険係です。

6. キャンセルについて

・利用予定期間の当日午前8時00分までにご連絡ください。

・利用予定期間の当日午前8時00分まで申し出がなく、当日キャンセルの申し出を出された場合は、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用当日午前8時00分までに申し出があった場合	利用当日午前8時00分までに申し出がなかった場合
無 料	当日の食費(600円)

* : 電話番号028-616-1231までお電話ください。

7. 施設運営の概要等

(1) 運営方針

「とよさと」における指定介護老人福祉施設の事業は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の日常生活の介護、及び社会生活上の相談・援助と便宜の供与その他、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じた、自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指します。

(2) 従業者の資質向上

従業者の資質向上のため次の研修機会を設けます。

①採用時研修：採用後1ヵ月以内 ②採用後研修：年1回以上

(3) 衛生管理

利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲料に供する水については衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じます。

(4) その他留意点

- ①面会 ・面会時間は、午前10時から午後4時までとなっております。
 ・面会の際には、事務所カウンターの面会票にご記入ください。
- ②外出 ・利用者、代理人やご家族の自由意志にお任せいたしますが、
 事前に必ず施設の方へご連絡ください。
- ③禁止行為 ・喫煙及び飲酒は基本的には禁止となります
 ・他の利用者または従業者に対して、迷惑を及ぼすような暴力
 行為、セクハラ行為等は、退所・利用中止の要因となります。
- ④貴重品 ・原則持込は、ご遠慮下さい。特別な事情がある場合には、ご
 相談下さい。貴重品を自己管理され、紛失等があった場合は、
 一切の責任を負いかねます。
- ⑤設備利用 ・施設設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、
 汚損もしくは変更した場合には、自己の費用で復するか、相当
 の代価を支払うものとします。

8. サービスに関する苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は施設の窓口で受付けます。

- 担 当 : 生活相談員
- 受付時間 : 月曜日～金曜日 午前9時00分から午後5時00分
- 電話番号 : 028 (616) 1231 FAX : 028 (616) 1238
- 第三者委員 : 石 岡 靖 一
 小 林 賢 一

*お受けしました苦情につきましては、事業所内に設置してあります苦情処理委員会に諮り、その結果を踏まえて対応させていただきます。

*尚、行政での苦情相談窓口もございます。連絡先は、以下の通りになっております。

宇都宮市高齢福祉課……………(028-632-2906)

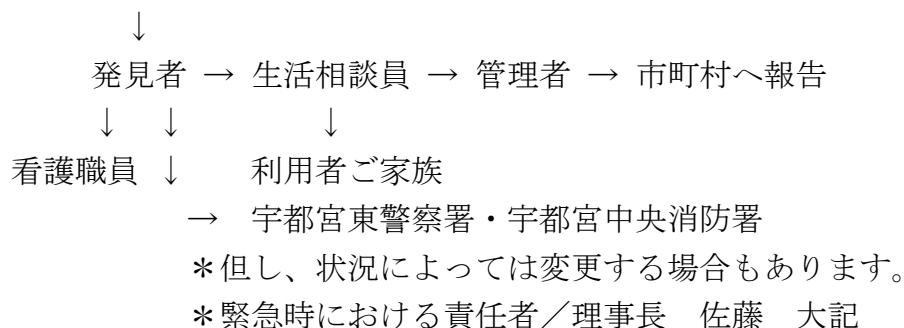
国民健康保険団体連合会介護福祉サービス担当(028-643-2220)

栃木県運営適正化委員会…(028-622-2941)

9. 緊急時の対応について

下記にしたがい、対応させていただきます。

火災・事故・様態急変



10. 虐待防止に関する事項について

- 1) 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情受付体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2) 施設は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを宇都宮市に通報する。

11. 非常災害対策について

- 1) 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回実施する。
- 2) 消防法に準拠して防災計画を別に定める。
- 3) 多方面の災害を想定し予備電源、風水害及び食料等の備蓄に備えるものとする。

12. 当施設の特徴

- 1) 名称・種別 社会福祉法人 豊 郷
 特別養護老人ホーム とよさと

- 2) 代表者 理事長 佐藤 大記
- 3) 所在地・TEL 栃木県宇都宮市川俣町897番地8
TEL：028（616）1231
- 4) 事業 • 特別養護老人ホーム
 • ショートステイ
 • デイサービス
 • 居宅介護支援事業所
 • 地域包括支援センター
 • 定期巡回型訪問介護
 • 夜間対応型訪問介護

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況
実施なし

料金表

令和6年4月

1) 基本料金

要 支 援 1 <個室>	4 5 1 単 位
要 支 援 2 <個室>	5 6 1 単 位
要 支 援 1 <2~4人部屋>	4 5 1 単 位
要 支 援 2 <2~4人部屋>	5 6 1 単 位
要 介 護 1 <個室>	6 0 3 単 位
要 介 護 2 <個室>	6 7 2 単 位
要 介 護 3 <個室>	7 4 5 単 位
要 介 護 4 <個室>	8 1 5 単 位
要 介 護 5 <個室>	8 8 4 単 位
要 介 護 度 1 <2~4人部屋>	6 0 3 単 位
要 介 護 度 2 <2~4人部屋>	6 7 2 単 位
要 介 護 度 3 <2~4人部屋>	7 4 5 単 位
要 介 護 度 4 <2~4人部屋>	8 1 5 単 位
要 介 護 度 5 <2~4人部屋>	8 8 4 単 位
①サービス提供体制強化加算 (I)	2 2 単 位
②サービス提供体制強化加算 (II)	1 8 単 位
③サービス提供体制強化加算 (III)	6 単 位
※上記、①、②、③、の加算につきましては、職員体制により、変動する場合がございます。	
介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数に 14%を乗じた単位数
送迎加算	1回 1 8 4 単 位
看護体制加算 (I) ☆	4 単 位
療養食加算 *	療養食1食毎に 8 単 位
緊急短期入所受入加算 *	90 単 位
夜勤職員配置加算 (I)	13 単 位
長期利用減算 (連続30日以降から60日まで)	-3 0 単 位/日
生産性向上推進体制加算 (I) ☆	1 0 0 単 位
生産性向上推進体制加算 (II) ☆	1 0 単 位
生活機能向上連携加算 (I)	2 0 0 単 位
生活機能向上連携加算 (II)	1 0 0 単 位

(1単位/10.33円)

(*) 印は対象者のみとなります。

(☆) 印は体制が整い次第査定となります。

(居住費)

個室利用	1日につき	1, 440円
多床室利用	1日につき	1, 130円

(食費・食材費・調理費)

個室利用	1日につき	1, 700円
多床室利用	1日につき	1, 700円

※(居住費)(食費・食材費・調理費)等は、介護保険負担限度額認定証の段階によって料金変更になります。

・所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算(身体拘束未実施減算等)を加えた総単位数となります。

◎第4段階の方(世帯員の中に市民税課税の方がいる場合)の1食あたりの食費
朝食：450円 昼食(おやつ代込み)：700円 夕食：550円

◎第1段階～第3段階の方(世帯全員が市民税非課税の方の場合)の1食あたりの食費
朝食：370円 昼食(おやつ代込み)：605円 夕食：470円

◎介護保険負担限度額認定証をお持ちの方

[第1段階の方]

1日あたり：上限請求額 300円

[第2段階の方]

1日あたり：上限請求額 600円

[第3段階①の方]

1日あたり：上限請求額 1,000円

[第3段階②の方]

1日あたり：上限請求額 1,300円

・所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算(身体拘束廃止未実施減算等)を加えた総単位数となります。なお、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外となります。

(基本料金の減免措置)

緊急対応相互契約書

利用者が、指定短期入所生活介護、指定短期予防短期入所生活介護の提供時において、利用者に病状、心身の急変（心停止・呼吸困難等）が発覚した場合、その他必要な場合には速やかに主治医、又ご家族にあらかじめ届けられた連絡先に即時連絡致します。

また当施設は救急車対応となります。救急車にて搬送となる場合、身元引受人代表者等又はご家族が同乗することとなります。

緊急時、急変時施設対応について

- 1・当施設は病院等の医療施設ではないため医療行為はできません。
- 2・当施設にてインフルエンザ等の感染症等発生した際には利用を中止させていただく場合があります。
- 3・受診等が必要と思われる場合は回復まで利用中止とさせていただきます。
- 4・生存中における緊急時・急変時においては救急車対応となり、同乗者はご家族又身元引受人代表者等に同乗をお願いいたします。
- 5・特に夜間時における異常等の発見・連絡が遅延する場合があります。
- 6・身体状況の変化により夜間でも連絡させていただく場合があります。
- 7・急変し死亡時には、自宅かかりつけ医師（主治医等）が未到着等の際には、警察に連絡の上、検死となる場合があります。
- 8・急変し救急車対応となり、死亡された場合についても、警察対応となり、検死となる場合があります。

